

令和3年度 宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務 委託仕様書

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する令和3年度宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務（以下「委託業務」という。）の実施について、受注者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

※マーケットイン：支援商品の対象市場における適応化（現地環境や文化に合わせた商品デザインや機能の変化，日本と同様の商品であっても当該商品が価値を発揮できる場面やシーンの変化）と定義する。

※ハンズオン：販路開拓を行う際に発生する業務や諸課題に対する一貫的かつ総合的な支援と定義する。

2 実施目的

本県では、東日本大震災後、中国・韓国等での本県産食品への輸入規制が続く中、日本食材の浸透度が高い香港を中心に、今後の伸びが期待される東南アジア地域への販路開拓を狙う県内企業を支援してきたところであるが、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、現地の生活様式の変化に対応した展開が重要となっている。

このため、コロナ禍による世界的な家庭食の需要拡大や、新しい生活様式に対応した外食産業の業態変更などによる現地のニーズを的確に捉え、ターゲット市場に対し、現地が求める商品を現地が求めるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に輸出するための支援をハンズオンにより行うもの。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

4 成果指標

- (1) 本事業は、地方創生推進交付金に基づき実施される事業であることを踏まえ、受注者は、県内経済の好循環の実現に向けて、その趣旨に沿った事業を展開するとともに、事業の効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 本事業は、地方創生推進交付金に基づき実施される事業であることから、本県では下記のとおり成果指標を設定の上、事業の実施を予定している。なお、下記成果指標を前倒して達成可能な場合は、対象市場における県産品のさらなる輸出につながる指標を設定の上、提案を行うこと。

年度	指標	
令和3年度	令和3年度末までに、対象市場で新規に輸出につながった県産食品の数	計 10 商品以上
	上記県産食品に係る令和3年度末までの輸出総額	計 20,000 千円以上
令和4年度	令和4年度末までに、対象市場で新規に輸出につながった県産食品の数	計 15 商品以上
	上記県産食品に係る令和4年度末までの輸出総額	計 60,000 千円以上

※ 本委託業務を受託した受注者が、翌年度以降の事業についても受注者となることを保証するものではないので留意すること。（各年度とも公募の実施を予定している）。

5 委託業務の内容

上記、成果指標の達成に向けて、令和3年度では下記の業務を想定するが、より効果的かつ効率的な内容があれば積極的に提案すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外渡航や現地活動の制限がかかることを前提として、実現可能性の高い提案とすること。

(1) 対象国の選定

シンガポールを中心に、東南アジア地域で2カ国以上に展開すること。

なお、当事業でターゲットとするメインマーケットへの展開を図る上で、他のアジア地域の国からの横展開も可能とする。

(例) シンガポールの中華圏市場を狙う上で、アジアでもっとも情報発信力の高い香港からの情報発信により横展開を図るなど。

(2) 現地ニーズの調査

対象国ごとに、宮城県農林水産物等輸出促進戦略に定めている輸出基幹品目（水産物、コメ、牛肉、いちご（いずれも加工品含む。))の販路開拓に向けて以下の調査を行うこと。

- イ ターゲット層の分析とその嗜好性
- ロ 現地の食べ方や使い方による県産食品ニーズ
- ハ 販路に有効な商流や販売ルート
- ニ 海外バイヤー等の選定
- ホ 競合品の価格帯や販売量等

(3) ニーズに応じた県産食品選定と海外バイヤー等とのマッチング

(2)のニーズ調査を踏まえ、対象国毎に輸出可能性のある県内事業者の商品を選定し、県内事業者と海外バイヤー等との商談会を1回以上実施すること。

商談会はオンライン形式での実施とし、商談会の前に各商品サンプル等を送付し、より訴求効果の高い形で実施すること。

なお、商談会は必要に応じ、通訳の手配や資料翻訳等を行うこと。

- (4) 商品ブラッシュアップ支援
(3)の商談会による海外バイヤー等からの意見を踏まえて、海外ニーズに合わせたパッケージデザイン改修や認証取得支援等を専門家派遣等により実施すること。
なお、ブラッシュアップ支援は10商品以上とする。
- (5) プロモーションの実施
選定された県産食品の販路開拓を図るために、対象国の食べ方や提供方法など、デジタルとリアルを融合して現地に訴求効果の高いプロモーションを実施すること。
(例) 現地富裕層向けに、食材宅配サービス等と連携し、県内産地の魅力と海外現地消費者を結びつけるライブコマースや SNS を活用した情報発信により販路開拓を図る、デジタルとリアルを融合した効果的なプロモーションの企画・実施など。
- (6) フォローアップの実施
イ 県内事業者のフォローアップ
県内事業者が円滑に事業実施できるように輸出関連の手続き等、必要なフォローアップを行うこと。
ロ アンケート及び販売データ等の収集・分析
当事業で連携した海外事業者等からのアンケートやヒアリングを実施し、各県産食品の販売状況等を分析し、発注者及び参加事業者にフィードバックすること。
また、必要に応じ、販路拡大に有効な手法を提案すること。
- (7) その他本事業に関わること
イ 発注者への中間報告
発注者に対して事業進捗や調整状況等を報告するため、中間報告を2回程度実施すること。
ロ 再委託について
委託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、効率的に業務を実施するために必要である場合は、県と協議のうえ、委託業務の一部を再委託することができる。
ハ 仕様の変更について
受託事業者は、やむを得ない事情が発生した場合や、事業目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は、本仕様書の変更について県と協議することができる。
ニ その他本事業に関連し必要と認められる事務を行うこと。

6 その他

上記以外の事項について処理する必要が生じた場合は、受注者は発注者と速やかに協議の上、互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。